

室蘭市津波避難計画

令和5年11月

室 蘭 市

<修正履歴>

平成26年 3月 作成

令和 5年11月 修正

目 次

第1章 総則・・・・・・・・P 3

- 1 目的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意義

第2章 避難計画・・・・・・・・P 5

- 1 避難対象地域
- 2 避難困難地域
- 3 避難目標地点
- 4 津波避難ビル
- 5 避難経路
- 6 避難方法

第3章 初動体制の確立・・・・・・・・P 8

- 1 連絡・参集体制
- 2 配備体制
- 3 津波情報等の収集・伝達
- 4 避難誘導等に従事する者の安全確保

第4章 避難指示の発令・・・・・・・・P 11

- 1 発令基準及び対象区域
- 2 伝達方法

第5章 津波対策の教育・啓発・・・・・・・・P 15

- 1 津波に対する心得
- 2 津波防災教育・啓発の手段、方法
- 3 津波防災教育・啓発の内容
- 4 津波防災教育・啓発の場等

第6章 津波避難訓練の実施・・・・・・・・P 17

- 1 訓練の実施体制
- 2 訓練の参加者
- 3 訓練の内容

第7章 積雪寒冷地特有の課題への対応・・・・・・・・P17

- 1 避難路・避難施設の整備等
- 2 避難時における防寒対策等
- 3 その他

第8章 その他の留意点・・・・・・・・P20

- 1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策
- 2 避難行動要支援者の避難対策
- 3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進
- 4 地域ごとの津波避難計画策定
- 5 広域避難
- 6 北海道・三陸沖後発地震注意情報への対応

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波被害に対し、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2，3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は適宜検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と水深を表したもので、津波防災地域づくりに関する法律に基づき北海道知事が設定・公表した区域をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する地域をいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、避難するために可能な限り避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に避難するための経路で、市や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るため緊急的に避難するために、原則、避難対象地域の外に定める場所で、災害対策基本法に基づき市が指定するものをいう。

(6) 避難困難地域

津波の到達予想時間までに避難目標地点に避難することが困難な地域をいう。

(7) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急に避難する建物で、市が指定するものをいう。

(8) 津波災害警戒区域

最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそ

れがあるため、警戒体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律に基づき北海道知事が指定した区域をいう。

※（４）を総称して「避難経路」、（３）、（５）、（７）を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 避難対象地域

避難対象地域は、避難指示発令の対象となる地域であり、発令の内容が、この地域の住民等に迅速かつ正確に伝わるのが重要なことから、指定にあたっては、町会・自治会単位とする。

なお、対象の町会・自治会は、資料編に掲載する。

2 避難困難地域

下記(1)～(5)の検討に基づき、津波到達予想時間内に設定した避難路を通して、避難目標地点まで到達可能な範囲(避難可能距離(範囲))を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難区域として設定する。

なお、対象の町会・自治会は、資料編に掲載する。

$$\begin{aligned} \text{避難可能距離} &= \text{歩行速度} \times \text{避難可能時間(津波到達予想時間 - 避難開始時間)} \\ &= 0.4\text{m/秒} \times (33\text{分} - 12\text{分}) = 504\text{m (夜・冬)} \\ &\text{※最も影響が大きい夜・冬で設定} \\ &\text{(参考) 昼・夏の場合は } 0.62\text{m/秒} \times 28\text{分} = 1,042\text{m} \end{aligned}$$

(1) 津波到達予想時間を33分とする。(最短の寿町)

(2) 避難開始時間(準備に要する時間)を12分とする。

$$\begin{aligned} \text{避難開始時間} &= \text{身を守る行動} 5\text{分} + \text{着替え} 5\text{分(夜)} + \text{防寒着着用} 2\text{分(冬)} \\ &= 12\text{分} \end{aligned}$$

(3) 歩行速度を0.4m/秒とする。

$$\text{歩行速度} = \text{徒歩避難速度 } 0.62\text{m/秒} \times 0.8\text{(夜)} \times 0.8\text{(冬)} \div 0.4\text{m/秒}$$

※「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目及び手法の概要」(中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ)による東日本大震災時の実績値に基づく

(4) 避難目標地点を町内会ごとに数カ所津波浸水予測の外側に設定する。

(5) 避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路を設定する。

3 避難目標地点

津波の危険から、避難対象地域の外に避難する目標地点について、避難可能距離を目安として町会・自治会または自主防災組織が設定する。

また、設定にあたり、指定緊急避難場所を設定することが望ましいが、避難対象区域外の高台も対象とする。その場合、津波が終息するまでの間、指定緊急避難場所や指定避難所など安全が確保できる場所へ向かってさらに避難するための避難経路等の確保に努める。

なお、各避難目標は、資料編に掲載する。

4 津波避難ビル

津波から身を守るためには避難対象地域の外への避難が原則であるが、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象区域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。

なお、指定にあたっては、安全性の確保が求められ、耐震性及び耐津波性を有しているかの確認を行うため、「許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について（国土交通省）」及び「改良簡便法（北海道）」を参照することとする。

また、これらの所有者や管理者の理解が必要なことから、施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、活用可能な津波避難ビル（今後立地が予定されているものを含む）の指定に努める。

そのうえで、津波浸水想定区域内に安全性及び機能性を満たす施設が存在しない場合は、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用及び津波避難タワーの整備や公園等への人工的な高台の設置等についても検討する。

それでも、要件に合致しない施設をやむを得ず津波避難ビルとしての指定する場合には、地域住民等に対し、同施設の抱える課題について正しく周知し、可能な限り指定緊急避難場所等のより安全な施設への早期避難を行うよう普段からの呼びかけを行う。

なお、津波避難ビルの指定状況は、資料編に掲載する。

5 避難経路

避難目標地点まで最も短時間で、かつ、安全性の高い経路を定めることが基本であるが、次の点にも留意する。

- (1) できる限り幅員の広い経路を選定し、かつ、う回路等の確保に努める。
- (2) 津波が想定よりも早く到達する可能性があることから、あらかじめ避難経路として利用されることを想定の上で整備された道路等を除き、海岸沿いや河川沿いの経路はできる限り避ける。
- (3) 津波の進行方向と同方向へ避難する経路を選定する。
- (4) 気象条件により通行が困難になる経路はできる限り避ける。

なお、避難経路は、資料編に掲載する。

6 避難方法

避難は徒歩を原則とする。

ただし、要支援者等が多く徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性を踏まえて、必要に応じて、自動車を含めた多様な手段による避難について検討を行うものとする。

第3章 初動体制の確立

1 連絡・参集体制

津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波警報等（津波注意報、津波警報、大津波警報）の伝達や避難指示の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要なことから、勤務期間内または勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合、強い揺れを観測した場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上長い揺れを感じた場合の職員の連絡・参集体制は「室蘭市地域防災計画 第3編 地震・津波防災計画 第4章 災害応急対応対策計画 第2節 職員動員計画」に定める。

2 配備体制

区分	基準	配備基準
室蘭市非常配備体制	<ul style="list-style-type: none">● 津波注意報が発表されたとき● 震度4の地震が発生したとき	第1種配備
室蘭市警戒本部	<ul style="list-style-type: none">● 津波警報が発表されたとき● 5弱の地震が発生したとき● ニュース等で地震や津波により市内で被害が発生していることを知ったとき	第2種配備
室蘭市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none">● 大津波警報が発表されたとき● 震度5強以上の地震が発生したとき● ニュース等で地震や津波により市内全域に災害が発生し、被害が甚大なことを知ったとき	第3種配備

3 津波情報等の収集・伝達

津波情報等の伝達、避難指示の発令、津波の実況把握等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）の確保に努める。

(1) 津波情報等の収集

気象庁から収集する津波情報は次のとおりとする。

①津波警報・注意報

種類	発表基準	津波高さ区分	発表される津波の高さ	
			数値発表	表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを越える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)

②津波情報

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを①のとおり5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

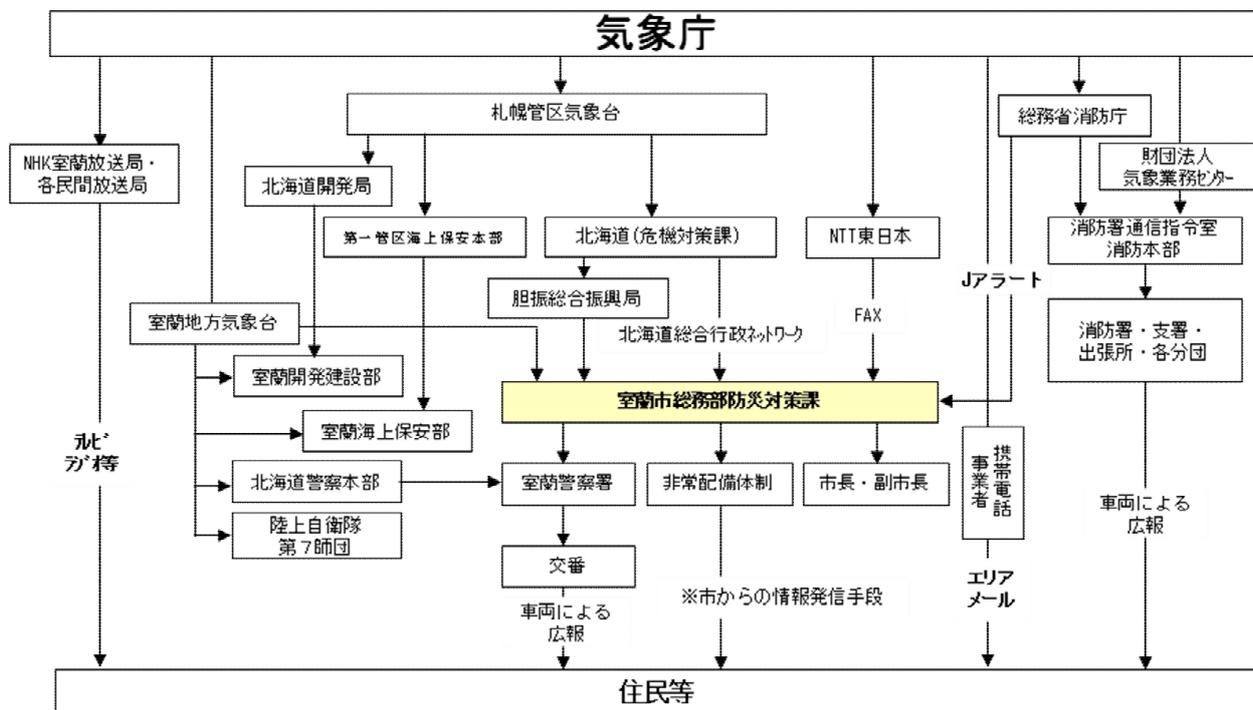
(2) 海面監視による情報収集

海面監視は以下の方法をもって行う。

- ① インターネット上の津波観測点（祝津町室蘭港湾建設事務所（開発局・海上保安庁））
- ② 港湾保安システムのカメラ（港湾部）

なお、現地での海面監視は職員の安全を考慮し原則行わない。

(3) 津波情報等の伝達



※津波警報サイレン、車両による広報、緊急速報メール、LINEなどのSNS、FMひゅー割り込み放送

4 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について、自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導や避難行動要支援者の避難支援などを行う前提であることを啓発していく。

第4章 避難指示の発令

1 発令基準及び対象区域

発令基準	対象区域
1 大津波警報または津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
2 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海岸堤防等より海側の区域
3 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～2に該当する区域

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが重要である。

2 伝達方法

(1) 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知又は受信した場合は、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を住民者等に知らせ、避難指示を発令する。

避難指示の発令については発令基準に基づき直ちに行い、発令手順は「室蘭市地域防災計画 第3編 地震・津波防災計画 第4章 災害応急対応対策計画 第4節 避難対策計画」の定めにより、市長等が発令することとし、地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、権限を副市長又は市本部員に委任する。

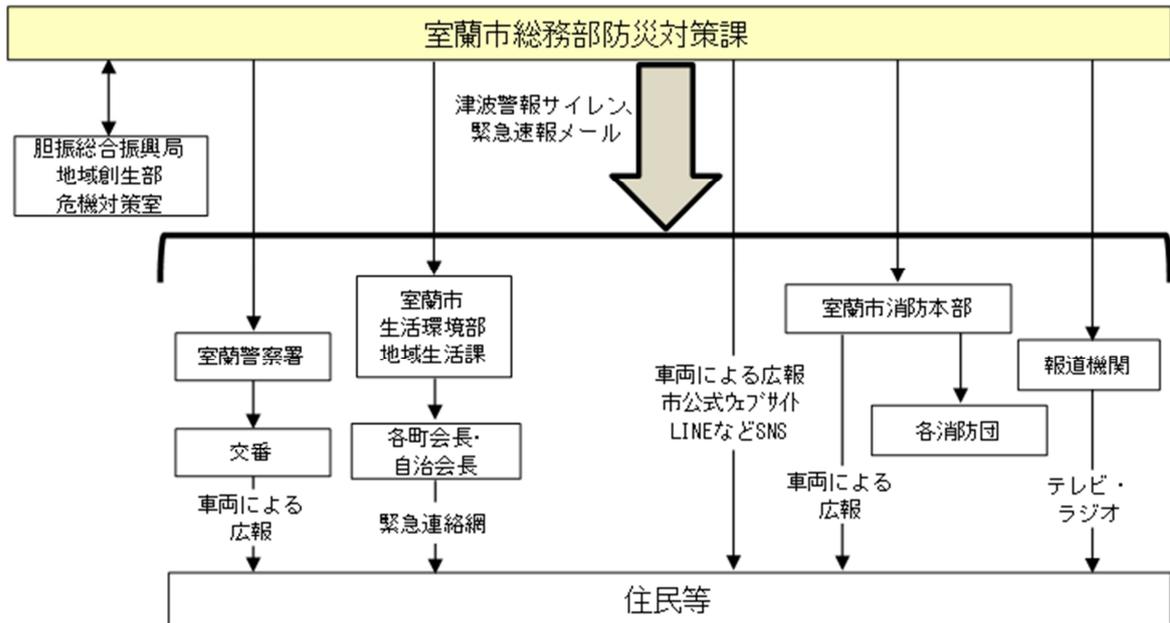
なお、避難指示の解除は、津波警報等の解除に基づき行うこととし、津波警報から津波注意報への切り替わった場合は、被害状況に応じて解除する。

また、遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることから、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令も検討する。

(2) 伝達方法

市は、津波警報サイレン、車両による広報、報道機関への放送要請、緊急速報メー

ル、市公式ウェブサイト、LINE などの SNS、町会長・自治会長への電話連絡、FM びゅーの活用など、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。



①地震関連情報の広報

ア 広報車の利用

車両の通行が困難な場合も想定されるが、災害状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。

イ 町内会や自主防災組織等の連絡網の利用

町内会や自主防災組織、民生委員等の連絡網を活用して防災関連情報等の広報を実施する。

ウ 放送による広報

市民に対する周知のため、テレビ・ラジオによる放送を要請する。

エ 報道機関への発表

報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。

オ 印刷物等の配付

必要に応じて広報むろらの臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、又は避難場所、駅、郵便局、バス停等に掲示する。

カ SNS 等による広報

市公式ウェブサイト、LINE などの SNS を活用して、防災関連情報の広報を実施する。

キ 津波警報サイレンによる広報

市内に設置されている津波警報サイレンを活用して、防災関連情報の住民伝達を図る。

ク 港湾保安システムによる広報

港湾の保安のために設置しているスピーカーを活用して、港湾関係者等に対し防災関連情報の広報を実施する。

② 津波関連情報の広報

地震関連情報の広報活動に加え、以下の広報活動も実施する。

ア 広報車の利用

津波浸水予測区域及び必要な地域へ消防車やパトカーを出動させ防災関連情報等の広報を実施する。

この場合、津波情報に十分注意し、自らの安全確保に努める。

イ 船舶に対する津波関連情報の伝達

津波警報・津波注意報が発令された場合、港則法に基づき室蘭港長から室蘭港又は室蘭港の境界付近にある船舶に対し、必要な措置を講ずべきと勧告される。

③ 大津波警報または津波警報が発表されたときの避難指示の伝達文は次のとおりとする。

ア 津波警報サイレン、広報車等

緊急放送！緊急放送！こちらは室蘭市です。
大津波警報（または津波警報）が発表されたため、避難指示を発令しました。
津波浸水想定区域にいる方は直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビルに避難してください。

イ 緊急速報メール等

室蘭市避難指示発令
〇〇／〇〇 □□：□□
対象区域：津波浸水想定区域全域（津波災害警戒区域内全域）
理由：大津波警報発表（または津波警報発表）
避難場所：津波における指定緊急避難場所または津波避難ビル
備考：対象区域にいる方は、直ちに高台や津波避難ビルに避難して、身の安全を確保してください。

④ 停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることが困難な状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた時の避難指示等の伝達文は次のとおりとする。

ア 津波警報サイレン、広報車等

緊急放送！緊急放送！こちらは室蘭市です。
強い揺れの地震（または揺れが長い地震）がありました。
津波が発生する可能性があるため、避難指示を発令しました。
津波浸水想定区域にいる方は、直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビルに避難してください。

イ 緊急速報メール等

室蘭市避難指示発令
〇〇/〇〇 □□:□□
対象区域：津波浸水想定区域全域（津波災害警戒区域内全域）
理由：強い揺れの地震（または揺れが長い地震）の発生による津波
避難場所：津波における指定緊急避難場所または津波避難ビル
備考：対象区域にいる方は、直ちに高台や津波避難ビルに避難して、身の安全を確保してください。

⑤ 津波注意報が発表されたときの伝達文は次のとおりとする。

ア 津波警報サイレン、広報車等

こちらは室蘭市です。
津波注意報が発表されたため、避難指示を発令しました。
海の中や海岸付近にいる方は、直ちに海岸から離れ、高台へ避難してください。

イ 緊急速報メール等

室蘭市避難指示発令
〇〇/〇〇 □□:□□
対象区域：海岸付近
理由：津波注意報発表
避難場所：海岸から離れた高台
備考：海の中や海岸付近にいる方は、直ちに海岸から離れ、高台へ避難してください。
海岸付近は危険ですので、解除されるまで近づかないでください。

第5章 津波対策の教育・啓発

津波被害軽減のためには、自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れがあった場合には津波の発生を想起して、津波警報等の情報を待たずに可能な限り迅速に避難先への避難を開始するなど、住民が主体的に避難行動を取ることが重要となる。

このため、次に掲げる手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、地域や学校等の様々な場面を活用して、津波に関する正しい知識の普及を図り、的確な避難が行われるよう啓発を図っていく。

1 津波に対する心得

津波避難において、次のことについて住民等が認識しておく必要がある。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 地震の揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 報道機関や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源から正確な情報を入手する。
- (4) 海水浴や磯釣り等で海岸堤防等より海側にいる場合は、津波注意報が発表されたら避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるため、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。
- (6) 津波は河川を遡上することがあるため、河川に近づかない。

2 津波防災教育・啓発の手段、方法

(1) 防災教育

学習・体験・・・講演会、講習会、出前講座、ワークショップ、1日防災学校等

(2) 防災啓発

- ① マスメディア・・・テレビ、ラジオ、新聞等
- ② インターネット・・・ホームページ、SNS等
- ③ 印刷物、映像・・・パンフレット、ポスター、広報誌、DVD等
- ④ 公共施設や電柱への掲示・・・海拔表示、津波浸水想定水位表示、避難誘導等

3 津波防災教育・啓発の内容

- (1) 過去の津波被害記録・・・伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害

- (2) 津波の発生メカニズム・・・津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
- (3) ハザードマップ・・・・・・・・津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
- (4) 適切な避難行動・・・・・・・・避難行動に関する知識、災害時（地震発生時、津波警報等発令時等）にとるべき行動
- (5) 津波避難計画の内容・・・津波警報等、津波情報、避難指示の伝達方法等、避難先、避難経路等の把握
- (6) 日頃の備えの重要性・・・訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの避難先の確認、家庭内における家族の安否確認方法の共有、建物の耐震化、家具の固定、飲料水・食料の備蓄等
- (7) 津波防災の日等に合わせた取組・・・防災週間(8月30日～9月5日)、津波防災の日(11月5日)には、津波対策の重要性を発信

4 津波防災教育・啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町会・自治会等）、事業所等を対象に実施する。

なお、地域社会や事業所における津波防災教育・啓発は、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが重要であることから、消防・防災行政や消防団又は水防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材の育成に努める。

第6章 津波避難訓練の実施

避難訓練は、有事の際の円滑な避難を可能とするだけでなく、防災意識の高揚にもつながることから、少なくとも毎年1回以上の津波避難訓練の実施に努める。

1 訓練の実施体制

住民組織、消防本部、消防団等に加えて、各民間事業所、医療施設、福祉施設、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域連携による実施体制の確立を図る。

また、訓練の実施にあたっては、参加者のニーズを把握するとともに、安全確保に努める。

2 訓練の参加者

住民のみならず、観光客、釣客、海水浴客の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

また、世代を超えて多くの参加を得るために学校と地域が連携した訓練や準備段階での教師・地域住民の参画等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫も行う。

3 訓練の内容

訓練は、実際に避難を行い、避難先や避難経路等を確認し、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証することや情報機器類の操作方法を習熟すること等を目的として実施し、訓練結果を検証して課題を抽出し、整理、解決を図り次の訓練につなげるとともに、津波避難計画等に反映していく。

そのため、訓練の実施にあたっては、津波被害が発生する地震を想定し、津波高や津波到達予想時間等を訓練想定に盛り込むなど、それぞれの地域の実情に応じた、実践的な訓練の実施に努める。

訓練の具体例については以下のとおりとする。

(1) 津波情報等の収集、伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達システム等の操作方法の習熟のほか、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易でわかりやすい表現か）等の検証など

(2) 津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路等を実際に避難し、避難先までのルートや避難標識の確認、危険箇所等の把握、避難に要する時間及び避難誘導方法の確認など

(3) 津波監視・観測訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等

第7章 積雪寒冷地特有の課題への対応

積雪等により起こり得る事象に対応した、適切な応急対策を検討する必要があることから、以下の点を踏まえた避難対策の実施に努める。

1 避難路・避難施設の整備等

- (1) 高台等の屋外に避難する場合には、その後、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難が速やかに実施される体制と道路の整備を優先する。
- (2) 避難路や避難場所の土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所の把握に努めるものとする。

2 避難時における防寒対策等

- (1) 津波から避難した後、津波避難ビルや高台などの屋外で長時間、寒冷状況にさらされると低体温症要対処者となることから、市は指定緊急避難場所や指定避難所において、防寒用品、暖房器具、飲料水等の配備に努める。
- (2) 平常時より、住民に対し、防寒具等の避難時に所持すべきもの等についての普及啓発を図る。

3 その他

- (1) 避難所における非常用発電設備の整備、発電機の備蓄数確保並びに協定による調達の体制を強化するとともに、外部給電可能な車両の整備も含め多様な電源確保に努める。
- (2) 積雪寒冷下では、救助・物資運搬等の体制が十分に機能しない懸念があるため、これを踏まえた活動計画の策定、救助・物資運搬等に必要な人員や防寒のための装備・資機材の確保、医薬品等の備蓄の確保、広域的な訓練を計画的に実施する

第8章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

地理不案内で津波の認識が低い来訪者に対して、海拔や浸水想定水位表示及び避難場所表示看板を設置し安全な場所への避難誘導を図るほか、エリアメールや市の公式 LINE などの SNS への配信、FM びゅーへの割り込み放送など、複数の手段を用いて観光客等への情報の周知を図るとともに、観光施設、宿泊施設等の施設管理者は利用客への情報伝達及び避難誘導に係るマニュアルの作成に努める。

また、津波警報サイレンと Jアラートとの連動を図り迅速な情報提供に努めるものとする。

2 避難行動要支援者の避難対策

名簿により避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、町内会（自主防災組織）、民生委員、福祉事業所、支援者等の協力のもと、安全かつ迅速に避難できるよう個別避難計画の作成に努めるものとする。

また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用による避難支援も検討する。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

市は結成に向けた必要な情報、知識等の提供や研修会・ワークショップの開催、結成後の活動資機材購入への助成などを行い、結成促進を図っていく。特に地区連合単位での結成や男女共同参画の視点も取り入れながら取り組むこととする。

4 地域ごとの津波避難計画策定

津波避難のあり方は地域の状況によって異なることから、より具体的かつ実行性のあ
る計画とするため、地域の情報を最も把握している住民の意見を取り入れ、地域の実状に合わせた町会・自治会ごとの津波避難ハンドブックを策定する。

5 広域避難

(1) 市内の地域間での広域避難

津波が終息した後、避難者を指定避難所等において一定期間滞在させることが必

要となるが、被災の状況によっては、被災地域内で被災住民のすべてを収容しきれないことも想定されることから、地域を越えて住民を避難させる場合の手順等をあらかじめ検討する。

(2) 他の自治体との広域避難

東日本大震災において市町村や都道府県の区域を越えて大規模な住民の避難が行われたことを踏まえ、都道府県や市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等において、避難者の受け入れ先や移送手段などについて、あらかじめ協議を行うことが求められる。

(3) 防災協定

平成 23 年 9 月 2 日に室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の 6 市町における防災協定を締結しており、災害時に円滑な相互応援が図られるよう、定期的に意見交換や研修会等を開催することに努める。

6 北海道・三陸沖後発地震注意情報への対応

(1) 伝達方法

市は、津波警報サイレン、車両による広報、報道機関への放送要請、市公式ウェブサイト、LINE などの SNS、町会長・自治会長への電話連絡、FM びゅーの活用など、広報媒体を活用し、日頃からの備えの再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備えなどの防災対応をとるよう呼びかける。

(2) 市のとるべき措置

(1) による呼びかけを 1 週間継続する。

原則、避難指示や高齢者等避難の発令は行わないが、地震の規模や被害状況等により発令を検討する。